

「学校いじめ対策委員会」を核とした対応(委員会の主な役割)

学校いじめ対策委員会

法第22条

- 法第22条に基づき学校に設置される組織(全校設置)
- 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者(保護者等、部活顧問)から構成
- 学校いじめ防止基本方針の策定等

未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定〔法第13条〕
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 弁護士等を活用した法教育の実施
- 「いじめに関する授業」の実施、児童会・生徒会等による取組への支援
- 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- 学校評価による検証と基本方針の見直し

早期発見

- スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等の状況の把握
- 生活意識調査やいじめ実態調査の実施によるいじめに係る情報の収集
- ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- いじめの発見チェックシートの集約・分析
- 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

早期対応

- 速やかな対応策の検討、実施
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等
- 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有
- いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有など
- 地域人材を活用した登下校時の見守り

重大事態への対処

- 所管教育委員会への報告と連携
- 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
- 加害の子供への懲戒や出席停止の検討
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法第28条に基づく調査を実施するため所管教育委員会が設置する組織との連携・協力

重大事態調査委員会(仮称)

法第28条

- 法第28条に基づき所管教育委員会が設置する組織
- 弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者(当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者)
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

主な取組例と役割分担例

- いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。
- 学級担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的で能動的な対応を行う。
- 管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- 学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示した。

	主な取組例	学校いじめ対策委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○いじめに関する校内研修の計画、実施	生活指導主任、研修主任 (研修計画の立案・策定)
	○「いじめに関する授業」の実施	生活指導主任、学年主任 (指導計画の立案・策定)
	○「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催	生活指導主任 (連絡会議の計画・運営)
早期発見	○スクールカウンセラーによる全員面接	教育相談担当教員 スクールカウンセラー (面接の計画・実施)
	○「いじめ実態調査」の実施・分析・活用	生活指導主任 (調査結果の確認・分析)
	○学校便りや保護者会の積極的な活用 など	学年主任 (保護者会の開催計画の立案・策定)
早期対応	○被害の子供・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア	学年主任・養護教諭、スクールカウンセラーなど
	○加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等	生活指導主任・学年主任など
	○地域人材を活用した登下校時の見守り など	生活指導主任 (地域の協力者との連絡調整)
重大事態への対処	○被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護	学年主任、部活動顧問など
	○警察への相談・通報	生活指導主任 (警察との連絡窓口)
	○いじめ対策緊急保護者会の開催 など	生活指導主任 (緊急保護者会の開催・運営)